

作成年月日；令和 8 年 3 月
 評価責任者；地域産業基盤整備課長 猪又 真介
 実施者；経済産業政策局地域産業基盤整備課

令和 7 年度 事前評価書

計画概要	事業名：愛知用水工業用水道強靱化事業		事業者名：愛知県			
	給水区域 名古屋市港区のうち堀川以東、名古屋市南区のうち東海旅客鉄道株式会社東海道本線以西、豊田市のうちH17.3.31における豊田市の区域、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町		給水開始（予定）年月日：昭和36年12月			
	計画給水量	845,600 m ³ /日	現行給水能力	845,600 m ³ /日		
	契約給水量	715,800 m ³ /日	契約率	85%	実給水量	590,963 m ³ /日
	地域区分	地盤沈下・ 基盤整備	四大	新産・工特・その他		
	工期	令和8年度				
水源・予算規模	水源	取水量	配水区分	浄水配水		
	種別 地表水（河川水）					
	取水地点					
	牧尾ダム	5.911 m ³ /s	現行料金	29.5 円/m ³		
	阿木川ダム	2.098 m ³ /s	予定料金	29.5 円/m ³		
	味噌川ダム	0.731 m ³ /s				
	矢作ダム	2.496 m ³ /s				
総事業費	1,218,392千円	資金計画構成				
補助対象事業費	1,107,629千円	国庫補助金	13.6%			
補助金総額	166,100千円	一般会計	0%			
令和7年度要求補助金額	166,100千円	地方債	77.3%			
補助率	15.0%	その他	9.0%			
事業目的及び事業概要	<p>愛知用水工業用水道事業は、主に名古屋市南部および同臨海工業地帯に一日あたり845,600m³を給水する工業用水道事業である。本工業用水道事業は、昭和36年度に給水を開始し、長年の使用による施設、設備の劣化及び老朽化に伴い、管路の漏水や設備の故障等が多発し管理に支障をきたすようになってきており、工業用水道事業の適正な運営を継続するために、設備更新計画を策定し、設備の適正な取り替え等を実施している。</p> <p>愛知県営工業用水道では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、平成9年度から水管橋の耐震化などを進めており、平成14年に本県市町村の多くが東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことから、「愛知県営工業用水道地震防災対策実施計画」（以下「実施計画」という。）を平成15年1月に策定し、既存施設（水管橋、建築物）の耐震補強を実施した。平成27年3月には南海トラフで発生する恐れのある地震（以下「南海トラフ地震」という。）の対策を加え、実施計画を見直し既存施設の耐震補強を行っている。</p> <p>本事業は、上述の計画等に基づき、多数のユーザーへの影響が想定される配水施設及び導水施設の強靱化を実施する。</p>					
地下水保全（地下水転換を含む）の必要性	<p>a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業 b) 工業用水法以外の法律・条令等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 [関連する法律等の名称：] ③ その他 [なし]</p>					

事業着手の 緊急性	<p>【建設事業】</p> <p>a)既に着工している [着工： 年 月]</p> <p>b)給水の要望があり、早急に事業を着手しなければならない [給水開始： 年 月]</p> <p>c)工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始： 年 月]</p> <p>d)その他 []</p>	
	<p>【改築事業及び強靱化事業】</p> <p>a)漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした</p> <p>b)工業用水道施設に係る事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした</p> <p>c)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある</p> <p>d)ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある</p> <p>e)原水の悪化により支障が生じている</p> <p>f)川床変動により取水に支障が生じている</p> <p>g)その他 [南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する事業]</p>	
事業を実施 した場合の 費用対効果 分析	<p>費用便益比：1.02</p> <p>評価の対象とする便益項目：・地震による施設損壊リスク削減便益（受給者） ・地震による施設損壊リスク削減便益（供給者）</p>	
	費用便益 比の算定 に含まれ ていない	<p>地域振興と計画との 関連性</p> <p>施策名、指定地域及び関連する法律、条例</p> <p>施策名：無 指定地域：無</p> <p>関連する法律等の名称：無</p>
	その他の 特別な事 情	<p>その他の特別な事情：無</p>
<p>評価結果</p> <p>工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、前提指標である費用便益比1.0以上等を満たしており、優先採択指数である事業着手の緊急性を要していることから、本事業は補助対象として妥当であるが、予算配分の結果、一部採択とする。</p>		